

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を  
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	
(利用料)	
第5条 (略)	
2 (略)	
3	第1号被保険者であつて、介護予防・日常生活支援総合事業等のあつた日の属する年の前年（当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあつた日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、 <u>その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u> （租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。 <u>以下同じ。）</u> が政令に準じて規則で定める額以上であるもの（次項に規定する者を除く。）が受ける介護予防・日常生活支援総合事業等の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。ただし、その者が政令に準じて規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

改正後	説明
<p>(利用料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号被保険者であって、介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する年の前年(当該介護予防・日常生活支援総合事業等のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次項において同じ。)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、<u>当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</u>によるものとし、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合(別表において「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。)</u>には、当該合計所得金額から介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次項において同じ。</u>)が政令に準じて規則で定める額以上であるもの(次項</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加 字句の追加</p> <p>字句の追加 字句の改正</p>

4 (略)

別表 (第5条関係)

事業	区分		金額
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで (略)			
高齢者等 緊急 短期 入所 事業	1 及び 2 (略)		
	3 第4条	(1) (略)	
	第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度(4月から7月まで)にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村住民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によ	(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年(その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、当該事業のあつた月の属する年の前年の合計所得金額から同号に掲げる金額を控除	居住費 (1日につき)
		食事費 (1日につき)	600円

に規定する者を除く。)が受ける介護予防・日常生活支援総合事業等の利用について前項の規定を適用する場合には、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。ただし、その者が政令に準じて規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4 (略)

別表 (第5条関係)

事業	区分		金額
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで (略)			
高齢者等緊急短期入所事業	1 及び 2 (略)		
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度(4月から7月までにあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によ	(1) (略)	
		(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年(その月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、当該事業のあつた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計	居住費 (1日につき)
		食事費 (1日につき)	600円

字句の削除

字句の改正

って課する所得割を除く。)が課されていない世帯に属するもの

して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び同年の厚生労働大臣が定める年金(平成28年厚生労働省告示第81号)各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額(以下「公的年金等の収入金額等」という。)が80万円以下の者



って課する所得割を除く。)が課されていない世帯に属するもの

所得金額をい  
い、当該合計所  
得金額に所得税  
法第28条第1項  
に規定する給与  
所得が含まれて  
いる場合には、  
当該給与所得に  
ついては、同条  
第2項の規定に  
よって計算した  
金額（租税特別  
措置法第41条の  
3の3第2項の  
規定による控除  
が行われている  
場合には、その  
控除前の金額）  
から10万円を控  
除して得た額（  
当該額が零を下  
回る場合には、  
零とする。）に  
よるものとし、  
租税特別措置法  
による特別控除  
の適用がある場  
合には、当該合  
計所得金額から  
政令第22条の2  
第2項に規定す  
る特別控除額を  
控除して得た額  
とし、当該合計

				(3)及び(4) (略)
				4及び5 (略)
				高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第3項及び別表の規定は、令和3年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第3項及び別表の規定は、令和3年8月以後の月分の利用料について適用し、同年7月以前の月分の利用料については、なお従前



所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額（以下「公的年金等の収入金額等」という。）が80万円以下の者

(3)及び(4) (略)

4及び5 (略)

高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで (略)

字句の改正

の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第212号）の施行による介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。